

別表第2（第4条関係）

補助金の交付対象としない業種	
1	大分類A—農業、林業に属するもの（小分類013—農業サービス業、小分類014—園芸サービス業、小分類022—素材生産業及び小分類024—林業サービス業に属するものを除く。）
2	大分類B—漁業に属するもの
3	大分類J—金融業、保険業に属するもの（小分類674—保険媒介代理業及び小分類675—保険サービス業に属するものを除く。）
4	小分類831—病院、小分類832—一般診療所及び小分類833—歯科診療所
5	中分類85—社会保険・社会福祉・介護事業に属するもの
6	中分類93—政治・経済・文化団体政治に属するもの
7	中分類94—宗教に属するもの
8	次に掲げるサービス業等
	（1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制の対象となる風俗営業及び性風俗関連特殊営業
	（2） 小分類803—競輪・競馬等の競走場、競技団に属するもの
	（3） 細分類7291—興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
	（4） 細分類7999—他に分類されないその他の生活関連サービス業に属する易断所、観相業、相場案内業
	（5） 細分類8094—芸ぎ業及び芸ぎ斡旋業に属するもの
	（6） 細分類8096—娯楽に附帯するサービス業に属する場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
	（7） 細分類9299—他に分類されないその他の事業サービス業に属する集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るもの除く。）

備考 産業の分類は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による。